⑶　参加表明書の提出期限及び方法
①　提出期間　平成30年６月１日（金）から平成30年６月11日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日10時00分から16時00分まで
②　提出方法　電子入札システムにより提出すること。ただし、電子データの容量が２ＭＢを超える場合又は契約責任者へ届出を行った場合は、５⑶①の期間に、５⑴に郵送（書留郵便に限る。）すること。なお、郵送による場合には（正）１部及び（副）として電子データ（ＰＤＦ及びエクセルファイル）を格納したＣＤ－Ｒ１枚を提出するものとする。
⑷　技術提案書の提出期限及び方法
①　提出期間　平成30年８月10日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日10時00分から16時00分まで
②　提出方法　電子入札システムにより提出すること。ただし、電子データの容量が２ＭＢを超える場合又は契約責任者へ届出を行った場合は、５⑷①の期間に、５⑴に郵送（書留郵便に限る。）すること。なお、郵送による場合には（正）１部及び（副）として電子データ（ＰＤＦファイル）を格納したＣＤ－Ｒ１枚を提出するものとする。
６　その他
⑴　手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　契約保証金　納付
ただし、有価証券の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、若しくは、履行保証保険契約の締結を行った場合又は完成保証人を付した場合は、契約保証金の納付を免除する。
⑶　契約書作成の要否　要
⑷　関連情報を入手するための照会窓口は、５⑴に同じ。
⑸　２⑵に掲げる調査等競争参加資格の認定を受けていない者も５⑶により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時において、当該資格の認定を受けていなければならない。
⑹　外国における技術者資格をもって申請する場合には、別途国土交通省総合政策局建設振興課における建設コンサルタント業務に関する国土交通大臣認定を受けた者のみを認めるものとする。なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が選定を受けるためには選定通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。選定通知の日は平成30年６月29日（金）を予定している。
⑺　参加表明書の提出者が１者で、技術提案書提出者選定時の評価項目「企業の経験及び業務実施能力」、「業務実施体制」、「予定技術者の経験及び業務実施能力」の評価に『選定しない』に該当する項目が無い場合は、技術提案書の提出及び業務への取り組み姿勢（ヒアリング）を省略し、その１者を見積提出者として特定する。特定通知の日は平成30年６月29日（金）を予定している。
⑻　選定通知後にヒアリング参加者が１者で、技術提案書提出者選定時（１次選定）の評価項目「企業の経験及び業務実施能力」、「業務実施体制」、「予定技術者の経験及び業務実施能力」の評価に『選定しない』に該当する項目が無い場合は、業務への取り組み姿勢（ヒアリング）を省略し、その１者を見積提出者として特定する。
⑼　技術提案書のヒアリングを行う。
⑽　詳細は説明書による。
７　Summary
⑴　Official in charge of the contract of the procuring entity : Ryoichi Gejima, Director General of Tokyo Branch, Central Nippon Expressway Company Limited
⑵　Classification of the services to be procured : 42
⑶　Subject matter of the contract : Tomei Ashigara Bridge other 15 bridges Aseismic reinforcement design on the Tomei Expressway
⑷　Time-limit to express interests : 4 : 00 P.M. 11 June 2018
⑸　Time-limit for the submission of tenders : 4 : 00 P.M. 2 October 2018
⑹　The language used for application and inquiry shall be Japanese
⑺　Contact point for tender documentation : Contract team, corporate Department. Tokyo Branch, Central Nippon Expressway Company Limited 4―3―1, Toranomon, Minato-ku, Tokyo, 105―6011 Tel. 03―5776―5600

資　格

競争参加者の資格に関する公示

北海道開発局小樽開発建設部が発注する一般国道５号余市町登川大橋（Ａ橋）上部工事は、特定建設工事共同企業体が競争に参加できることとし、当該共同企業体の資格審査に関し、その基本となるべき事項並びに申請の時期及び方法等について予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第72条第４項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成30年６月１日

北海道開発局長　和泉　晶裕

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　01

１　工事名　一般国道５号余市町登川大橋（Ａ橋）上部工事（電子入札対象案件）
２　工事場所　北海道余市郡余市町
３　工事内容　Ｌ＝270.0m（ＳＰ＝87,960.0～ＳＰ＝88,230.0）、橋長：Ｌ＝429.5m（Ａ橋：Ｌ＝216.45m）、橋梁形式：３径間連続鋼細幅箱桁２連、架設工法：クローラクレーン・ベント架設
４　工事区分　鋼橋上部
５　資格審査申請書の受付期間及び受付場所
⑴　受付期間　平成30年６月１日から平成30年６月21日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。
なお、平成30年６月22日以降（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時まで審査が終了せず、競争に参加できないことがある。
⑵　受付場所　〒060―8511 札幌市北区北８条西２丁目札幌第１合同庁舎　北海道開発局事業振興部工事管理課（電話011―709―2311 内線5480）
６　共同企業体の構成員の数、資格要件等
⑴　構成員の数は、２又は３社とする。
⑵　構成員の組合せは、北海道開発局における工事区分［鋼橋上部］に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。）。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記６⑵の再決定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から決定を行う日までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年４月１日付け北開局工第１号）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑸　各構成員が、次の各号の要件を満たすものとする。
ア　発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を受けてからの営業年数が５年以上あること。ただし、発注工事と同種の工事について相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を受けてからの営業年数が５年未満であっても、これを同等として取り扱うことができるものとする。
イ　平成15年度以降に、次の㋐、㋑及び㋒の全ての要件を満たす橋梁の製作及び架設工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。